

都市農村配給差に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

參議院議長 松平恒雄殿

小川友三

昭和廿參年壹月廿拾日

都市農村配給差に關する質問主意書

一、眞の政治は公平が中心である、然かるに戦災者数百万人は今尙、農村に疎開してゐるが、魚類の配給は二ヶ年間に一度もない、なんという都市に比して不公平であるか、新憲法は差別待遇を禁じてあるのに何故に都市にのみ魚類を配給し農村に配給しないか政府の所見を問う。

二、野菜にしても然りである、統制の強化で農村に疎開してある疎開民に全く配給がないのは二ヶ年に及んであるが、農村の疎開者に限り闇賣いで生活せよといふのが、政府の所見のこれが解決の政策を問う。

右質問に対し答弁を要求する。